

大阪府教育長濱田成政の研究

——戦後期大阪府教育行政生成期に教育長の果たした役割——

稲垣房子

はじめに

戦後占領期の連合国軍最高総司令官総司令部 (GHQ/SCAP) は戦後教育改革と地方分権を占領政策の大きな柱とした。GHQ/SCAPと民間情報局 (CIE)、それらに対する日本政府と文部省、そして教育刷新委員会の関係は研究が進められてきた。その中でも、連合国軍地方軍政組織と地方自治体教育行政の関係に関しては、阿部 (1983) が当時の全国の事例を比較検証した重要な先行研究としてある。全国各都道府県と区市町村それぞれの地方自治体はその地域の教育行政にどのように取り組んできたかは、その地域によって大きく異なることが一定明らかにされている⁽¹⁾。

ところが、大阪府における戦後の教育行政生成期の詳細な検証はいまだ十分になされていない。大阪府は東京に次ぐ大都市であり、近世以来、西日本の中心府県としての役割も担っていた。特に戦後期の大阪府の教育行政については、際立った特徴があり「理想的」な形であった等の指摘 (中畔 1982 f, p.152) がなされて

いるが、その妥当性を検証し、先進性や独自性があるとするればそれを具体的に叙述することが課題となっている。本稿は、その課題のうち当該時期に教育長であった濱田成政 (はまだしげまさ 1903年 - 1980年) が教育長として果たした役割を明らかにすることを目的とする。

1. 教育者・教育行政官としての濱田成政

戦後大阪府教育行政生成期の執行責任者となった濱田成政は、大阪府地方視学官として終戦を迎えた⁽²⁾。1946年1月31日より旧制大阪府立北野中学校及び第二中学校 (1943年4月に夜間中学より名称変更) の校長に任じられ、中等教育の再生に力を注いだ。校長兼務のまま大阪府教育部によびもどされ、学務課長に任じられたのは1948年2月20日のことだ。1948年11月1日に発足した大阪府教育委員会に指導室長として着任した。その時点で教育長は二方義 (ふたかた ただし) であった。二方義⁽³⁾が1949年7月27日大阪府を退職した後、1949年8月2日より1961年11月13日まで教育長を務めている。1943

濱田成政の職歴 (一部)

1943年10月	大阪府内政部教学課教学係長
1944年3月	大阪府視学官
1946年1月	旧制大阪府立北野中学校校長
1948年2月	大阪府教育部学務課長
1948年11月1日	*大阪府教育委員会発足 大阪府教育委員会指導室長
1949年8月	大阪府教育長 (12年間在任)
1961年	文部事務官初等中等教育局主任視学官

年10月に大阪府内政部教学課教学係長に任じられてから、戦後の六・三・三制教育発足時を経て、約18年間大阪府教育行政を担った⁽⁴⁾。

(1) 旧制中学校校長として—教育者としての濱田の原点

濱田は1946年1月31日に大阪府立北野中学校校長に任じられた。前任校長は軍国主義的として卒業生から排斥運動があり、転任した後であった。この年の1月1日に天皇の「人間宣言」が出されたが、祝祭日に関する法律改正は行われていなかったため、赴任早々の2月11日は紀元節であった。すでに歴史の授業は停止されていた。濱田は職員会議で「生徒に対し民主主義という基本的立場に立って、民族の歴史を思い、その将来に対する国民としての努力について考えることは、現在のような虚脱と混乱の世情の中においては、むしろ重要なことだ。」と述べて、了解をとり、紀元節には校長から、生徒に講話をした。

「そのころの私にとって、いつも念頭を去らないことが一つあった。それは民族の文化の発展には、断層はあり得ないということであった。これからの日本の文化は大きく変わっていくであろう。しかし、この時点を境として、過去をすべて切り捨ててしまうというようなことは、あるべからざることだし、あり得ないことだ。」(中畔1982年b、p.56)

以上の発言からも、戦前より中等教育に深く関わってきた濱田は、急激な戦後教育改革の中で、日本の文化の連続性を踏まえながら、教育の復興、民主化のあるべき姿を教員、生徒たちと一緒に考えようとしていたことがわかる。

(2) 阿部彰の濱田成政教育長の評価

阿部(中畔1982年f、p.252)は、

「教育委員会の運営の方法において、大阪府は際立った特色をもっていた。教育委員会と教育長以下事務局の職責区分を明確にし、政策決定機関と執行責任者との混同による混乱が回避され、きわめて、理想的な運営がなされ、全国的にみて模範的な存在であった。両者は車の両輪の関係にありながら、教育長の官僚的傾向を警戒する気持ちと公選委員の統制力を十分発揮させようとする意図から、とかく教育委員会が事務局を圧倒し独断専行が行われる一般的傾向があった。これは、教育委員の教委制度の在り方に対する認識不足もさることながら、教育委員会事務局の執行責任者としての組織体制と自覚の不備に起因するところが少なくなかった。ここに着目し、教育委員会制度を正常に機能させるために教育長以下事務局の専門性重視と絶えざる研鑽の必要を訴え、実践の中核となったのが、濱田教育長であった⁽⁵⁾。」

と、指摘しているが、政策決定機関である教育委員会と、執行責任者教育長以下、事務局の組織とその関係を大阪府の具体例で考察してみたい。

2. 大阪府教育委員会の組織と運営

(1) 教育委員会の位置づけ

*参照：巻末付表1「大阪府教育委員 昭和23年から昭和34年まで」

(ア) 合議制政策決定機関と執行責任機関

教育委員会制度の発足時に、教育長の責務を十分に理解していた人は多くはなかったと思われる。そうした中で濱田は、レイマンの教育委員が構成する合議制政策決定機関の下における

教育委員会事務局の役割を正確に理解し、そのためには「教育長は高度の、専門職であることが要求されている」と考え、さらに「事務局の職員にも専門職として新しい教育制度を勉強し、専門的立場から各自の仕事の意義と内容を掘り下げること、会議に提出する議案については教育学的理論、現状の分析調査、関係法規、世論の動向等から検討を加え、その表現も整備されたものでなければならない」ことを求めた稀有な人物の一人であった（中畔1982年b、p.89）。

(イ) 第一期公選教育委員の顔ぶれと教育委員の業務

1948年10月5日、第一回教育委員選挙で大阪府では14名の立候補があり、中野善兵衛、水川清一、三星巧、庄野貞一、石川為蔵、喜多市松が当選している。現職教員4名、他2名もなんらかの形で教育に携わった経験がある⁽⁶⁾。

もう一名府議会推薦の広瀬勝（昭和24年3月中田守雄に交替）の計7名である。1948年11月1日に大阪府教育委員会開庁式が行われた。

教育委員は大阪府の戦後教育改革を軌道にのせ、推進するために多忙な業務に取り組んでいる。その業務の多さと重要度は発足時の教育委員会制度を表している。教育関係規程の作成、教育関係者人事の決定、予算書案の作成・知事への送付、学校設置・廃止の許認可等。定例会議は毎月第三金曜日だが、多くの場合、他の週の金曜に臨時会議も開かれた。開催一週間前に大阪府公報に搭載され、府民に告示される。全大阪教育委員会協議会、近畿府県教育委員会連絡会、など多くの会議が開かれ、きわめて多忙であるが、委員の出席率はよい。知事や府議会議員との懇談、文部省との折衝、軍政部幹部との懇談、CIE教育施設見学の受け入れ、学校校長会など教育関係者の集まりへの出席、大阪教職員組合との会見など多岐にわたる。新しい制

度の普及のために、1949年2月には3日間をかけ、大阪府内3地域7会場で公聴会が開催され、教育委員が2、3名ずつ手分けして出席している。学校およびPTA代表、社会事業関係者が計1,180名出席している。公聴会で共通的に取り上げられた問題は教育財政に関すること、教員の資質向上とその養成、これと関連する勤務手当の地域差の是正、旅費の増額、教員定数の合理化、PTAの正当なる運営、地方出張所の強化及び駐在指導職員の増員、高等学校学区制の合理化などであった。1949年6月21日には教員給与調査のため委員が各府県に出張している（「大阪府教育委員会月報」1949年9月号）。

このように、当時の大阪府の教育委員たちは、戦後教育改革の意義を明確にし、政策を実現していった。これらの業務を支えていたのが、教育長の下での教育委員会事務局であった。

(ウ) 教育長と教育委員の法的関係

旧教育委員会法においては、廃止までの8年間の間に教育長と教育委員の関係にも改正がなされている。「昭和二五年法律第一六八号による旧教委法の一部改正の際、教育長と委員会との関係についての規定に大幅な改正が加えられた。すなわち（1）教育長の職務に関する規定が従来の第四二条から第五二条の三に移されるときともに内容を充実し、教育長は委員会の（a）事務執行の責任者であり（第一項）、（b）その専門的助言者であり（第二項）、（c）事務局の総括指揮者である（第三項）という三面からその位置づけを行い、（2）第四九条の但書を削るとともに、教育長は委員会の行う「すべての教育事務につき助言し、推薦することができる。」としてその助言者の地位を従来より高め、（3）教育委員会がその事務の一部を正式に（いわゆる事務執行や内部委任ではなく）教育長に委任できる途をひらいた（第五二条の二⁽⁷⁾）。」

すなわち、この間、教育長と教育委員の関係については、前者に権限を集中させる変化が起こったことがうかがえるのであり、教育長の役割が大きかったことが示唆される。

(2) 教育委員会事務局の組織整備

— 教育の専門家集団の体制造り —

初代教育長二方義が大阪府を退職したので、1949年8月2日に濱田は教育長に就任している。さっそく、1949年9月に『大阪府教育委員会月報』を創刊している。また、大阪府教育委員会の組織は二部制をとっていたが、就任三ヶ月後の11月30日付けで大きな組織変更を行い、効率的で業務分担が明確化された組織とした。

〈教育委員会事務局の組織〉

◎1949年8月31日現在『大阪府教育委員会月報』
1949年9月p.52に掲載

教育長 ・秘書室	{	・第一部(庶務課/学事課/ 調査統計課/施設課)
		・指導室(企画係/指導係/ 職業教育係/研修係)
		・第二部(社会教育課/健康厚生課/ 学校保健課)

* 府内7地域に大阪府教育委員会事務局出張所が設けられた。

◎1949年11月30日現在『大阪府教育委員会月報』
1949年12月p29に掲載

* 詳細は巻末付表2

* 下線は行政職

教育長 - <u>教育次長</u> ・ <u>秘書室</u>	{	・ <u>庶務課</u>	{	学事係
		・ <u>学事課</u>		教職員係
				厚生係
		・ <u>調査統計課</u>	{	企画係
		・ <u>施設課</u>		指導係
		・ <u>指導室</u>		職業教育係
・ <u>社会教育課</u>	研修係			
・ <u>健康厚生課</u>				
・ <u>学校保健課</u>				

(3) 教育委員会事務局幹部の教育職と行政職のバランス

GHQおよび地方軍政部の指導では、教育の地方分権を前提に「地方庁の教育指導者は、教育分野における訓練と経験を つんだ者でなければならない」という、教育行政重視の姿勢を持っていたので、多くの他府県では教育委員会の部課長は教育関係者で充当されていた。大阪府でもこの時期の事務局のメンバーには、濱田教育長をはじめ、教育現場を経験した人材が多い。しかし、濱田教育長は秘書室、庶務課、学事課教職員係・厚生係、施設課の長には行政職の人材を充てている。さらに教育次長のポストを設け、奈良県民生部長木戸要吉（1949年～1953年教育次長職）を懇請した。その後も教育次長には湯川宏、鎌田庄蔵、福定泰一郎、吉沢正七郎と行政職が就いている。いずれも、その後大阪府の部長や副知事など要職を務めている⁽⁸⁾。この行政職と教育職のバランスよい人事構成は、戦後大阪府行政の知事部局と教育委員会の関係で大きな意味を持つ。

幹部職員は有能な人材が揃っていたが、そのうちの一人、健康厚生課長、学校保健課長（兼務）岩野次郎は教員経験の後、文部省留学生としてスポーツ行政を学ぶために独ライプチヒに留学、文部省体育官となる。1946年大阪府教育部体育課長の後、一貫して保健体育行政を担当し、全国のモデルとなる体育行政を育てた⁽⁹⁾。後に関西大学教授になっている。

以上から分かるように、政策決定機関としての教育委員会と、執行責任を持つ教育委員会事務局の役割を明確にしなが、新教育長の濱田を中心に、戦後大阪府教育行政の組織体制の原型が構築されたのである。

(4) 大阪府政の中の教育委員会

(ア) 知事部局と教育委員会の良好な関係

第一回公選の赤間文三知事（1947年～1959

年⁽¹⁰⁾)は就任後、副知事制度を発足させるが、副知事のひとりに大塚兼紀を宛てている。大塚は赤間知事の12年間、主に人事と財政を担当していた。濱田自身が大塚副知事をはじめとして、知事部局の教育行政への支援に深く感謝をしている⁽¹¹⁾。

府立高等学校施設整備が進み、生徒一人の経費は東京都を抑えて全国一位を続けたのも、大塚副知事の尽力によるとしている⁽¹²⁾

(イ) 予算案附記(二本建案)教育委員会予算提案権——大阪では知事部局との十分な論議

教育委員会の知事部局に対する独立性を確保するためには、財政上の裏付けがなされることが必要不可欠であった。「教育委員会法」第五六条～第五八条には、予算見積書の送付、減額の際の意見聴取、意見対立の際の予算案附記(二本建案)の手続きが規定されていた。

昭和二十四年度定例大阪府議会総務常任委員会においても、府議会議員が予算書二本建について言及している⁽¹³⁾。

他府県(京都府等⁽¹⁴⁾)では、二本建案が議会に提出される例も見受けられたが、大阪府では二本建予算提案には至らなかった。

濱田によると「予算編成には教育委員も強い関心を持った。教委と財政当局との予算折衝は、最終的には教育委員と知事が話し合い、最後に残る問題は多くの場合、教員定数と学校施設費等であったが、教育委員全員がそろって、ほとんど毎年徹夜の話し合いをやったものであった⁽¹⁵⁾。」

つまり、大阪府政の中で、教育委員会は知事部局との良好な関係構築に努力し、教育委員会が独立性をもって施策を実行したことが教育予算編成の例からも分かるのである。

(5) 戦後教育改革の中の教育専門職

(ア) 教育専門職としての免許制

「教育職員免許法」(昭和二四年法律第一四七号昭和二四年五月三十一日公布、同九月一日施行)により教育長、校長、指導主事を教育専門職とする免許制度が定まった。文部省は教育者のための大規模な講習会を開催した。講師派遣など、CIEの全面的な協力も得、日本の大学関係者も講師として多く参加をしたのがIFEL(the Institute For Educational Leadership)教育指導者講習会である。1948年10月から1952年3月までの8期にわたって開催された。さらに1952年秋に日本独自で第9期が開かれた。会場は全国6箇所の国立大学。1期が6週間から12週間の長期に及んだ。全国から1万人にのぼる教育界のリーダーが受講した。開設講座は①教育長、指導主事、校長など、教育行政専門職のためのもの、②初等・中等の各学校段階の教育課程と教授方法、各科教育法、教育評価などの教職課程関係、③養護教育、図書館教育、通信教育などの新しい教育分野に関するもの、④大学の行政、学生補導など、多様であった。多くの応募者があり、受講に当たっては都道府県別に選抜試験を実施した⁽¹⁶⁾。二方義は昭和23年度第二期、濱田成政は昭和24年度第1回第三期、京都大学で、約3カ月間の研修を受けた。免許制度は1954年廃止された。

(イ) 指導主事制度の発足—視学制度からの脱却

「教育委員会法」に定められた指導主事制度が成立する際には、戦前からの視学制度への反省と批判から出発した。CIEは日本の視学制度が教育の中央集権のための強力手段として機能していたこと、視学制度は教員への援助ではなく、監督を行っていると認識していた。米国第一次教育使節団報告書では「従来は、視学制度によって、統制が強いられて来た。この制度は廃止されるべきである。代わりに、統制的ある

いは行政的権力をもたずに、激励と指導を与える相談役と有能な専門的助言者の制度が設けられるべきである。」(第3章 初等および中等学校の教育行政「文部省の権限」より)と記されている。教職員組合も、1945年末から視学制度改廃要求を全国規模で強く打ち出していた。しかし、高橋(1995)によれば、指導主事制度成立時におけるCIEの志向、すなわち“ティーチャー・コンサルタント”と、文部省の目ざす指導行政を含んだ「指導主事」という概念の開きは、その後の指導主事の役割を規定していくことになった。

こうした全体の動きの中で、大阪府教育委員会事務局は七課を設け、同格のものとして指導室⁽¹⁷⁾をおき、企画係、指導係、職業教育係、研修係が配された。教育長の濱田がその指導室長、指導係長を兼務した。教育委員会制度発足時に指導主事に任命された浅田光男は濱田から「とにかく今新しい教育がどうなるかという瀬戸際に立っているんだから、新しい指導主事のあり方を自分でつくれ」と言われたという。また、指導主事を教育施設をつくるなどの会議にも出席させ、教育上どうすべきかの発言を求めた。濱田は「指導主事は権力の座にあるように思っては困る、前の視学のようなものとは違う。何よりも“権威”を持たなくてはいかん、権力ではなく権威を⁽¹⁸⁾」と何度も述べていた。通常、教職員人事は指導室ではなく、学事課で担当している。他府県においては教育指導に関する部課で人事も担当している課も存在しており、それが権力の保持と結びつく側面を有していた。(高橋1995、p.253)

以上のように、濱田は、指導主事を戦後教育改革を担い、戦後教育の理念を広く教育現場にねづかせるキーパーソンとして考えていた。その際、戦前の視学制度からの脱却を志向して、権力による指導に陥らないように強く注意を促した。ここに、戦後地方教育行政を進める教育

行政専門職を、濱田が中心となり指導育成しようとしたことが見てとれるのである。

3. 占領期地方軍政部と大阪府教育行政

(1) 大阪を間接統治した地方軍政部

阿部(1983)は連合国側と日本側各地自治体の接点に位置した地方軍政部教育担当官と都道府県教育行政関係者との対応に視点を置き、詳細な研究をおこなっている。その検証のために阿部は戦後地方教育行政にあたった多くの人物に1970年代にインタビューを行っている。大阪府教育委員会では教育長濱田成政や学事課長山川信夫等のインタビューが記録されている(1978年面談)。

阿部(1983) p.67の分析によると、

「地方軍政部の教育管理の性格は、これら施行命令と前記軍政組織の位置づけとの相互関係の下に規定されており、およそ、三つに時期区分することができる⁽¹⁹⁾。

第一期は、日本占領の開始後、地方軍政組織の整備が進み、本格的活動に入る態勢が整う四七年初めに至る時期で、この間、「四大指令⁽²⁰⁾」およびその関連法令が続々と出され、その趣旨徹底と履行状況に対する監視摘発が地方軍政部に期され、順次関係の施行命令が用意された。

第二期は、一九四七年初めから、軍政組織の縮小が始まる四九年夏までの間で、教育担当スタッフの充実、教育課の設立等をふまえて最も活発な軍政活動が展開された時期であった。(中略)地方軍政部教育課による軍政活動の重点が、遺制の払拭から、新教育体制の確立を期して学校および地方行政当局に対する働きかけを強める方向へ推移したことが顕著に提示されていた。

第三期は、地方軍政組織の縮小、合理化が

始まり、七地方民事部からGHQ地方事務体制と経て占領の終結に至るまで、この時期には、所轄区域の拡大、日本側スタッフの充実および教育施策の重点が自主性を重んずべき社会教育に移ったことに伴って、後援者、協力者としての立場、役割へと変化したが、一方で、民主化政策の見直しに関連して、教員の政治活動規制等一部の施策については強い指導方針を堅持する側面も露呈された。]

濱田が大阪府教育行政の責任を担うのはこの第二期以降1948年から、占領解除後の日本の政治情勢、教育行政の再編の時代である1961年11月まで、である。

(2) 地方軍政部（大阪）教育課と濱田

— 軍政部の指導に“理”を通して話し合う

濱田は大阪府教育部学務課長に就いて以後、毎週一回軍政部にでかけ、指導事項について話を聞き、前週の大阪府内の教育界の動きや問題点を報告した。1947年は教育課長がE. ジョンソン (E. Jonson) であった。“ジョンソン旋風”と呼ばれ、各赴任先で恐れられた人物であった⁽²¹⁾が、濱田が正確な資料に基づき、理論的に説明すると、その意見を尊重したという（中畔1982b、p.65）。

1948年3月以降はポール・S. アンダーソン (Paul S. Anderson) が教育課長になった。ある日、濱田はアンダーソンを法隆寺に案内した。濱田（中畔1982d、p.145）は次のように述べている。

「立派な仏像や建造物があるにもかかわらず、現在、児童生徒に見せることができないのは残念である⁽²²⁾、と述べたら、共鳴し、その取り扱いについてはあなたの判断に委せるから自由にやってほしい、といわ

れた。戦争に敗れ荒廃した中であって、古来の文化遺産に接して心のやすらぎを得ることも教育の重要な側面と思っていたので、以後、各学校に見学を奨励した。」⁽²³⁾

E. ジョンソン課長もP. S. アンダーソン課長も教職の経験があり、それぞれ手法の違いはあるが、日本の教育行政官と真剣にわたりあい、戦後教育改革に熱心に取り組んだ。P. S. アンダーソンは1949年10月まで民間教育課長をつとめたが『大阪府教育委員会月報』創刊号（1949年9月）巻頭に、以下の言葉を寄せている。

「大阪民間教育課はその仕事をはじめから、ちょうど4年目のおなじ月に、その活動を中止することになった。この間の業績は、いま在学中の児童が成人したことによって、測定されるであろう。この四年間、Mr. Parker パーカー氏、Miss Tway トウェイ女史、Mr. Johnson ジョンソン氏、Miss Corn コーン女史、Mr. Okada オカダ氏、Sgt. Abbott アボット軍曹及び私は、日本人を援助しようと心から多大の努力を傾けてきた。」

1949年夏から翌年にかけて、地方軍政部は縮小の方向に向かう⁽²⁴⁾。

日本は独立後にむけて統治体制を整えていくことになる。その中で、濱田は教育長としての交渉力を発揮し、日本の立場に理解を求めながら、地方軍政部との良好な関係を構築したのである。

4. 大阪府新教育制度の先進性—義務教育六・三制と新制高等学校の発足—

(1) 新制中学校の発足

— GHQ は義務教育優先を指導—

戦後教育改革の柱である六・三制確立のため

に、CEI及び地方軍政部は義務教育の優先、中学校の校舎確保について、強力な指導・勧告をした。大阪軍政部教育課長ジョンソンは1948年4月に「一、義務教育の優先 二、新制高校校舎の半数を市町村に提供」という勧告をしている⁽²⁵⁾。

大阪府での旧制中学校の校舎転用問題について、濱田（中畔1982d, p.145）は、次のように述べている。

「新制中学校の多くは小学校に併設され、また高等小学校や青年学校が使用していた施設を使って不自由な授業を続けていた反面、旧制中学校の校舎を引きついで成立した新制高等学校は年限が半減したこともあって余裕があった。これに逸早く注目したのは地元の関係者であった。市町村関係者が軍政部に転用促進を働きかける動きさえ見られた。府としては進学率の向上、男女共学制の徹底、総合制の実施等によって間もなく現有施設はフルに活用されるに至る見込みであるが、それまでの間暫定的に然るべき便宜を図ってもよいとの態度を表明した。高等学校側は絶対反対であり、強い批判を受けたが、三年の期限付という条件を提示して説得した。被転用校の名称は、将来の復元を期して他校に併設という形で残存せしめた。」

このように、数年先の学生数や進学状況等を見通し、新制高等学校に当面の間の新制中学校の同居など、現実的な処理を行い、軍政部や地域の住民も説得したのである。

(2) 新制高等学校発足と「三原則」（総合制、男女共学、通学区制）

また、大阪府では「大阪府新制高等学校設置準備会規程」を1947年12月10日に定め、ただち

にその準備に入っている。濱田の大阪府着任（1948年2月20）後の仕事はじめは、この新制高等学校発足であった。

新制高等学校創設準備の指針として文部省学校教育局が編纂、都道府県知事宛に「新制高等学校実施の手引き」⁽²⁶⁾（発学五三四号一九四七年十二月二十七日）が示された。大阪府では生徒が通学する時間と経費を軽減し、地域単位に充実した総合的な高等学校を配置することの意義と必要を強調し、男女共学制、総合制の実施を期して、改組を進めることにより地域制（学区制）の確立に立ち至るべきことを示唆していた。

(ア) 新制高等学校の男女共学は大阪方式で — 地域ごとの交流方式

大阪府では新制高等学校発足時に旧制中学校と旧制高等女学校を一組とし、その地域を二分して、男女共学が実施された。濱田（中畔1982d, p.146）は、次のように説明している。

「大阪市内の組み合わせで配慮したことは、北野中学と大手前高女、天王寺中学と夕陽丘高女というように性格の似かよっている学校同士を一对とするやり方で、このようなことが、結局、地域住民や学校関係者の強い抵抗もなく実現し得た要因の一つと思う。この問題では施行後も消極的意見が根強く残った。府議会が開かれる度毎に再考を求める意見が出された。そこで、きまりをつける意味でかなり大規模のアンケート調査を行った。生徒、教員、父兄を対象としたが、女性の九〇％、男性の七〇％は賛成との結果が出た。これ以降、共学反対論は影をひそめたが、すでにこのとき開始後十年が経過していた⁽²⁷⁾。」

これは男女共学の新制高等学校のモデルとし

て、大阪方式と呼ばれた。

(イ) 大阪府の実情にあわせた旧制中学校、高等女学校の伝統と実績のある職業専門教育

1948年4月から5月にかけて男女交流（生徒と教員）が地区ごとに行われ、新制高等学校がスタートした。その後もジョンソン地方軍政部課長が“悪しき伝統を払拭するため”と、高等学校の名称変更を強く求めてきた。濱田（中畔1982d, p.144）の考え方は以下のようなものであった。

『大阪の場合はナンバースクールではなく地名をとっており、変える必要はない。日本では地域に教会がある訳ではなく、青少年にとって母校が心のよりどころである。あなたはそのよりどころを奪おうというのか』と強く反論したが、以後、同問題を持ち出すことはなかった。』

また、総合制の施行にあたってジョンソンは強硬な姿勢をみせたが、濱田は（中畔1982d, p.144）次のように主張し、その説得にあたった。

「大阪の旧制工業学校(七校)と農業学校(三校)はいずれもきわめて充実していた施設整備を有し、高度な職業専門教育を行っており、大きな特色を成している。このことは、府の教育行政関係者にとって大きな誇りであり、府民の貴重な財産である。これらを無理に他校と統合し、またいくつかに分離し、結果的に教育の質的低下を来すことはさけるべきである。」

(ウ) 大阪府の公立高等学校の通学区は中学区制を採用

GHQは、高校三原則の解決策として、通学区は小学区制を強く指導した。小学区にすれ

ば、男女共学、総合学科制も一度に解決すると、いう理論だった。

しかし、濱田教育長の下、大阪の事情を勘案しながら、大阪府の公立高等学校では中学区制を採用した。大阪府中等教育の根幹をなすものであり、各市町村自治体、教育関係者はもちろん父兄、OBからも多くの意見調整が必要であったので、二段階にわたって、実施をした。

第一次は1949年4月20日「大阪府公立新制高等学校学区設定要綱」として発表された。

「一 学区の適用：昭和二十四年度四月新に入学する者から適用する、現在在学中の生徒（併設三年を含む）には適用しない。
二、通学区の性格：この通学区はとりあえず昭和二十四年度のためのものであるが、これを骨子として昭和二十五年度の入学期まで各方面から十分検討を加えて修正を施すべきものである」

としている。1950年1月20日に最終的な「昭和25年度大阪府立公立高等学校通学区制要項」で中学区制を定めている。その際、大阪府教育委員会、大阪市教育委員会連名の「共同声明書」（62頁参照）発表している。大阪府では、地域での十分な論議を踏まえながら、新制高等学校の学区制を構築し、その後、他府県でも中学区制を採用する県が現れる。

以上のように、この時期には、濱田教育長の下で、大阪府教育委員会は新制高等学校の中学区制、男女共学の実施など、大阪の実情に合わせた方式を「先進的」に採用したのである。

5. 濱田成政教育長の果たした役割

本稿の叙述を通して、戦後大阪府の教育行政生成期の責任を担った濱田成政教育長は、次のような役割を果たし、現在にまで続く大阪府教育行政の礎をつくったといえることができる。そ

共同声明書

大阪府教育委員会/大阪市教育委員会

大阪府における本年度公立中学校卒業生、5万人のうち高等学校進学者はその4割であるが、これに対する公立高等学校の収容力は1万8千人であるからその大部分を収容し得られる。

これを自然のまま放任すれば、一部の高等学校に進学者が集中して種々の弊害を生ずる恐れがあるので、府教育委員会では教育の機会を均等に得させ、共学を完全に実施し、できる限り競争入学の弊を避け、地域社会と学校との緊密な連絡を図り、通学のための甚だしい時間と経費の無駄を省くことを原則として、つとに大阪市教育委員会と緊密な連絡協議を行い、更に、堺、岸和田両市教育委員会とも連絡をとり、別紙のように公立高等学校通学区を定めた。

勿論通学区設定については、各般の資料を集め検討を加えてきたのであるが、高等学校の配置状況は必ずしも理想どおりではなく、かつ各地域の中学校生徒数、人口密度も、まだ安定の域に達しておらないので、現実に即して漸を遂げて理想の現実を期することとした。ここにおちつくまでには、各方面、各階層の意見をも徴して、とりあげるべきものは、とりあげたけれどもなお一部に不満足な点がないでもない。しかし大体おちつくところだ、この辺であることは府市民の御了解をえられることと思っている。

なお高等学校校舎で中学校校舎として使用していたものについては府市両教育委員会で相互の尊敬、理解のもと、和気藹々のうちに意見の一致をみ、次のように処理されることになった。

天王寺、生野両高等学校はその校舎の一部に新1年生を収容する。阿倍野高等学校校舎は市立中学校校舎の建築の見込みがついたので、近く高等学校校舎として復活する。港高等学校の校舎はその一部を暫定的に市の中学校が使用する。

この通学区が中学校生徒の進学に一層進歩的な影響を與えるためには中学校側で十分な進学指導を行い、保護者の理解協力により、できるだけ地域の高等学校へ進学させるよう配慮せられることを期待している。

進学区を定めるに當り、ここに府市両教育委員会は共同声明書を公にするゆえんである。

昭和25年1月20日

『大阪府教育委員会月報』第2巻2号 昭和25年2月p19

の役割は以下の6点に集約して示すことができる。すなわち、①戦後教育改革の意義を明確にし、政策として実現していった、②政策決定機関としての教育委員会と、執行責任を持つ教育委員会事務局の役割を明確にした、③戦後教育行政を進める教育行政専門職を、濱田が中心となり指導育成した、④大阪府政の中で、教育委員会が独立性をもって施策を実行した、⑤教育長としての交渉力を発揮し、地方軍政部との良好な関係を構築した、⑥新制高等学校の中学区制、男女共学など、大阪の実情に合わせた方式を採用した、ことである。

以上のように、本稿の意義は、教育委員会組織の構成や実行した施策から、生成期の戦後大阪府教育行政が「理想的」な運営や「模範的」

な存在であったとする阿部氏の指摘が、妥当なことを具体的な史実でもって裏付け、そこにおける教育長濱田の役割を多面的に描出した点にある。

6. 今後の研究課題

濱田が大阪府教育部学務課長、教育委員会指導課長、教育長として、在職した期間1948年から1961年は激動する戦後社会の中で、地方の教育行政も大きな変化を遂げた。教育委員会制度も「教育委員会法」廃止、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和三一年法律第一六二号）成立や、いわゆる教育二法で大きく変質する。戦後地方教育財政の生成期から、確立期、再編の時代に当たる。その中でも大阪府

の教育行政は、占領当局、文部省、教員組合といった多様なアクターが生み出すダイナミズムの下で、教育施設の充実、環境の整備、教員の資質向上のための研修体制、教育研究所の設立、など確実に制度を整えていく。教育関連法整備の中で、学校教育にとどまらず、社会教育や文化財保護などの文化行政も大きく発展していく。児童生徒の教育内容も、クラブ活動、ホームルームなど課外活動を含め新しい形が形成されていく。

この小論が論じたのは、教育行政の責任者である教育長という面から見た、占領期という限られた時期の大阪府教育行政史であった。この後、大きな全国組織に成長する教職員組合は1957年以降、行政への対決姿勢を強め、大阪でも激しい勤評闘争へと突入して行く。今後は占領期から1960年代にかけての大阪府の教育行政およびそれと関連する教育現場の動きにも目を向けながら、次なる時期の大阪府教育行政史を具体的に検証し、描出することが課題である。

注

- (1) 1948年11月1日時点で教育委員会が成立したのは、都道府県と5大都市（大阪市）他21市16町9村（大阪では堺市、岸和田市）であり、1950年12月1日に15市、府内全自治体で教育委員会が発足したのは1952年11月1日になる。
- (2) 濱田は東京帝国大学では文学部哲学科に学び、1928年（昭和3年）大学卒業時は昭和金融恐慌のさなかであった。茨城県立水戸中学校講師を経て、1930年に同学校教諭となった。修身と公民を担当し、英語も教えていた。一学期間、現職のまま文部省派遣の留学をした。1939年宮崎県師範学校教諭を経たのち、1941年3月宮崎県学務部学務課長（文部省地方視学

官）に任じられている。

- (3) 二方義は終戦当時には文部省におり、六・三制の成立にもかかわっていた。赤間文三知事に請われ、大阪府教育部長に就任したのは、1947年12月24日付である。教育委員会発足時は二方義教育長、濱田成政指導室長の体制が誕生した。しかし翌年1949年7月27日には大阪府を退職し、東京学芸大学教授、竹早分校主事として赴任した。昭和二十五年度教育指導者講習会では責任者を務めている。のちに茨城大学学長（1964.12.26～1968.12.25）になった。
- (4) 阿部彰は『教育長天野利武論－戦後教育改革と一教育長の足跡』の中で、軍政部教育部が求めた自治体の教育長の人選について、以下のような指摘をしている。「もともと都道府県庁における内務部、内政部の一課としての学務課長のポストは内務官僚によって独占され、他のより広範な権限を有する官職に昇進するまでの腰かけ的存在でしかなかった。然るに、地方自治の一環として、教育事務の地方委譲の方針に基づく地方教育行政機構・権限の拡大および一般行政からの独立性を維持するための組織改編（学務課から教育民生部、教育部をへて教育委員会）が図られるとともに、その総括責任者としての学務課長、教育部長、教育長に教育関係者を以て充てる慣行が次第に確立されつつあった。この傾向は、米国教育使節団報告書（46年3月）中に提示された教育行政官の基礎資格要件（「教育の領域内で訓練と経験を得た者」「専門的に資格のある教育者」）に係る基本方針と、それに即してGHQ、各府県軍政部が日本側へ強力な指導を展開したことによって具体化が促進された。京都府当局への軍政

部（第一軍団軍政部のちの教育軍政部）の働きかけは積極的で、単に京都関係者の登用に止まらず、それが教育行政の自律性を維持する上で有効に機能せしめることに指導の重点がおかれていた。軍政部教育担当官は、折にふれて、『知事と対等に交渉し得る権威と力を備えた人物でなければならない』と助言し、その選考の推移を見守った。」(p.4)

- (5) 中畔肇等編(1982) 卷頭言 鎌田庄蔵(元大阪府教育委員会教育長、元副知事：濱田教育長の下で1956年から教育次長を務める)が「大阪の教育は、東京都及び京都府のそれといささか異質なものを持っている。それは戦後の学制改革の出発点に当たって、男女共学、新制高校の発足、学区制、総合制高校、高校入学選抜方法等に関して、進駐軍の指導にただ盲従することなく、大阪の現実に立って自主的判斷でことを処理されたことに由来している。」と指摘している。
- (6) 朝日新聞(大阪最終版)昭和23年10月7日「初の教育委員こゝに登場」：大阪府教育委員選挙の結果は、14名の立候補のうち、最高124,356票獲得の中野善兵衛から、65,045票の喜多市松まで上位6名である。同紙「新委員の横顔」で「中野善兵衛：現大阪市北田辺小学校長、大阪市教員組合委員長で、大教組推薦。小柄だがハラのすわった人物」「水川清一：大阪府社会教育主事を振出しに官僚畑に育ったが、婦人、勤労者に理解が深く官僚くささのないリベラリスト、現在大阪中央放送局、若さと実行力が期待される。」「三星巧：堺市立第二中学校長、三十五年間教員生活をつづけた。昔風の校長タイプがぬけきれないが真面目な信念の人」「庄野貞一：帝塚山学園長、私学連合推薦、

私学界の大物だけにブルジュア意識を教育行政に持ち込まぬように望まれている。」「石川為蔵：前大阪西区長、三十年教員生活を続け府視学、大阪市学務課長を勤めた。意見をどこまでも通す強い性格の持ち主で、官僚風を無くするように望まれる。」「喜多市松：府立機械工専校長、京阪電鉄の技術職員から社長にたたき上げただけに真面目で円満な人」

- (7) 文部省初等中等教育局地方課(1962 p.40)『旧教育委員会法の下における地方教育行政運営の沿革』「教育基本問題文献資料集成」第2期第12巻 日本図書センター2007年復刻
- (8) 中畔肇等編(1982d, p.148) 濱田「教育長就任直後、教育委員会事務局の機構改革を行い、従来の二部一室制を廃し、次長制を採用した。おそらく全国初の試みだったと思う。異例のことではあったが、大塚副知事の協力を得て次長には府の部長クラスの処遇をしてもらった。」
- (9) 岩野次郎：関西大学教授1962年～1975年。1952年大阪府立体育館の建設の中心となり、二代目館長。オリンピック役員、海外遠征選手団団長、国際大会事務総長、国際ソフトボール連盟第1副会長、高校野球連盟理事、各種学生スポーツ連盟の会長等歴任。
- ・ 山中林之助(1975)「終戦直後の大阪府の教育関係者の人事は、全国的に行われていたようである。長崎から大手前高等学校長に志賀平氏、大阪府の教育長には文部省から二方義視学官、社会教育課長に姫路高校(旧制)から中村祐吉氏、そして岩野次郎氏が文部省の体育官から保健体育課長に脚光をあびて赴任された。大阪府の体育課長というと戦前から甲佐友定、佐竹信夫氏らのように、全国的のそ

の名を轟かした実力課長がすわる伝統があった。」山中林之助『『新しい体育と保健』の生みの親』(p.186) 『岩野次郎教授退職記念業績集』 関西大学岩野次郎教授退職記念事業会 タイムス 昭和50年

(10) 赤間知事就任の昭和二十二年五月定例大阪府会（五月十九日開会／同二十三日閉会）赤間知事の府政方針説明－新教育制度の重要さを表明している。大阪府議会史編さん委員会編『大阪府会史』第四編下 1958年p.105

(11) 中畔肇等編（1982b、p.133）濱田「大塚副知事の協力に感謝」

・中畔肇等編（1982e、p.188）三宅友平「大塚副知事と名コンビを組んで」「この時代は何と申しましても戦後であり、進駐軍が何かと色々な指導をする時代で、ことごとくやりにくい時でありました。大阪府ではまず内務は大塚副知事、藤井総務部長、政治は山村副知事、治安は鈴木警察部長、教育関係は濱田教育長と言った時代です。中でも大塚様、濱田様は赤間知事の身边にあり、これと思われることは時には忠告、意見を申し上げておられるのを伺ったことがあります。

(12) 中畔肇等編（1982b、p.127）濱田「行政畑出身の教育次長が活躍」「当時、府県教委においては、教育長はじめ事務局の部課長はほとんどすべて教育系統の人びとの中から選任されたのが一般の例であったが、私は当初から、そういう考え方に疑問をもった。教育行政は、教育のための行政であると同時に、どこまでも一つの行政にほかならぬからである。教育畑に育った人びとは、教育について深い学問的知見をもっているけれども、行政的視野というべきものはどうしても狭いのが普通である。教育関係の法律について例

をとれば、その意義を教育的な観点から受け取る傾向がつよく、あくまで法律として読むことは十分でない場合が多い。教委制度の初期においては、とくにその点に警戒しなければならないと考えたわけである。」

(13) 田仲梅太郎 『昭和二十四年度七月定例大阪府議会総務常任委員会速記録』第1号 (p.44)「教育委員会法にあると思うのですが、教育委員会におきましては予算案をつくって知事に提出し、了解を得た場合には一本として府会にでるわけでありませんが、知事との間に開きがある場合には、知事の予算案と二本建てになって府会に提出されるようになっておる、で少なくともきわめて円満にいかすために、今までの教育予算は一本しか出ておりませんが、今後われわれは府下のそうした面を思うとき、必ずや委員会の予算書と知事の予算書の二本がでる場合もあると想像するのであります。」

筆者注：これは田仲梅太郎議員が①新学制の予算案が大幅に削除され、小学校・中学校の教室不足を招いた事態、地域格差、②義務教育の教職員不足、③教育委員会の執務室不足、④私立学校・新制大学を管轄する総務部教育課整理統合案等について質問をし、大森通孝総務部長、山村庄之助副知事、濱田成政教育長が答弁した後の発言である。

・中畔肇等編（1982、d、p.148）濱田「当時の副知事は実に行き届いた方で、常に教育長の立場を理解し、教育長と副知事を同格に扱ってくれた。たとえば幹部会議がある場合、知事をはさんで、副知事と私はいつも並んで位置を占めた。予算折衝でも多く配慮してくれたので、教育問題について大小となく副知事に相談し

- た。
- (14) 阿部彰 (1982、p.22~28) 「教育長 天野利武論:戦後教育改革と一教育長の足跡」『大阪大学人間科学部紀要』8号 1982年
- (15) 中畔肇等編 (1982b、p.120) 濱田「ついに無かった教育予算の二重提案」
- ・中畔肇等編 (1982e、p.184) 湯川宏 (1953年7月から教育次長) 筆「多事多難の教育問題を的確に処理」 「この頃は、教育委員公選制の時代であって、水川清一、山本種一氏ら論客が多く、予算折衝などは、知事査定段階では毎回といてよいほど知事公舎で、二階へあつまったり、下へ降りたりして、明方までかかってきまるといった様子で、濱田さんとしては、相当苦勞されたようである。」
- (16) 大阪府公文書館資料に「昭和二十四年度教育指導主事講習会綴 (第一回)」がある。1949年秋に3カ月にわたり実施された第三期講習会派遣のための伺いである。講習会参加者の筆記試験が9月に実施され、大阪府の選考委員会によって選抜された。濱田教育長も試験を受験し、選抜されている。第三期の大阪への割当数:教育長18名、初等指導主事11名、中等指導主事5名。志願者数:教育長33名、初等指導主事48名、中等指導主事24名。
- (17) 文部省調査局長通牒 (昭和24年4月20日発調111号 「4. 教育指導に関する部ないし課は、指導主事を中心とし、教育に関して中等、初等の教育や各種職業教育について指導と助言を與えることをその使命とするものである。」
- (18) 中畔肇等編 (1982a、p.40) 浅田光男「濱田教育長と大阪の教育」
- (19) 都道府県軍政部は1946年7月から1949年10月まで存続し、1949年7月以降は民事部となった。
- (20) 連合国軍最高指令官総司令部は1945年中に教育の改革に関するいわゆる四大改革指令を發した。①10月22日「日本教育制度ニ対スル管理政策」、②10月30日「教員及教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」、③12月15日「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廢止ニ関スル件」、④12月31日「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」が發せられた。文部科学省「連合国軍の教育改革指令」より http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318255.htm (2018.11.10確認)
- (21) 前任の西由己大阪府教育部学務課長はジョンソン課長から課長職を罷免されている。「大阪連絡調整事務『執務月報』第一号 昭和二三年三月」
- ・中畔肇等編 (1982) d、p.143 濱田が旧制北野中学校の校長であった1948年2月に、ジョンソン教育課長が府下の千人近い校長を前に「日本の民主化を妨げているのは汝等校長である。」と訓示するのは汝等校長である。」と訓示するのを最前列で聞いていた。濱田は軍政部と大阪府教育部の関係が最悪の事態であることを見抜き、空席であった府教育部学務課長就任の要請を受けることを決意した。
- (22) 「四大指令」の第三「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廢止ニ関スル件」は、信教の自由の確保と、極端な国家主義と軍国主義の思想的基盤をなしたとされる国家神道の解体により、国家と宗教との分離と宗教の政治的目的による利用の禁止という原則を実現させようとしたものである。
- ・1948年7月9日文部省、学校における教育指導上、宗教の取り扱いに慎重を期すよう通達 (発学101) 「国公立学校が児童生徒を引率して寺社、仏閣、教会を訪問

- することは「神道指令」に違反することなど……」（阿部教育関係法令目録Ⅲ－569）
- (23) 中畔肇等編（1982d, p.145）濱田は「P.アンダーソンは識見の豊かな紳士であった。」と評している。
- (24) 1949年2月1日 近畿地区軍政部の所在を京都から大阪へ変更（第一軍団軍政部との一体性解消、独立組織となる）1949年10月15日大阪 民間教育課 廃止
- (25) 阿部（1983 p.334）ジョンソン談話「万人の幸福のために義務教育の優先」『教育タイムス』52号1948年4月7日付。／（阿部2005, p.51）1948年3月27日 文部省、新制高等学校の設置にあたり、「義務教育優先」に留意するよう、各都道府県知事に指示「新制高等学校の実施について（発学117）」
- (26) 近代日本教育制度史料編纂会編纂（1957 p.324）『近代日本教育制度史料』第二十三巻 講談社
- (27) 旧制中学校と女学校の新制高等学校男女交流については各大阪府立高等学校史に事例が多く紹介されている。大阪府立清水谷高等学校100周年記念事業実行委員会編刊（2001年）『清水谷百年史』では清水谷高等女学校が廃校の候補にあがった際のおおがかりな存続運動と、存続が決まった後の高津中学校との男女交流など詳細に記録されている。
- 過程の研究』風間書房
3. 阿部彰（2005年）『戦後教育年表』風間書房
4. （2003年）『大阪人名資料事典』——第3巻、第4巻、——（復刻版）日本図書センター大阪図書出版編（1959）『大阪紳士録第一版』全一卷
5. 大阪府会史編纂委員会編（1958年）『大阪府会史』第四編、下 大阪府議会
6. 大阪府教育委員会（1949年）『大阪府教育委員会月報』創刊号、1949年9月
7. 大阪府編（1968年）『大阪百年史』大阪府
8. 大阪府立清水谷高等学校100周年記念事業実行委員会（2001年）『清水谷百年史』
9. 佐藤広美編（1998年）『資料日本の戦後教育改革——松本喜美子資料——』第1巻 -IFEL・GHQ教育指導篇I、緑陰書房
10. 高橋寛人（1995年）『戦後教育改革と指導主事制度』風間書房
11. 高橋寛人編（1999年）『占領期教育指導者講習基本資料集成』全3巻 すずさわ書店
12. 中畔肇等編（1982年）『追憶濱田成政先生』教育タイムス
- a. 座談会 濱田教育長と大阪の教育
 - b. 濱田成政（1965年）「思い出すままに——戦後教育の一断面」*『教育タイムス』昭和四十年1月1日号（第七七四号）から42回の掲載文を再録
 - c. 山川信夫「勤評闘争と濱田教育長」
 - d. 被占領期教育関係資料＝濱田成政氏談話（要旨）（p.141）*昭和五十三年一月十六日、阿部彰阪大助教授が二時間にわたって濱田成政氏の談話を収録。
 - e. 濱田成政先生を偲ぶ 濱田にゆかりのある34名の文章を掲載
 - f. 特別寄稿 阿部彰「『教育長・濱田成政論』序説」

主要参考文献

1. 阿部彰（1982年）「教育長天野利武論——戦後教育改革と一教育長の足跡」『大阪大学人間科学部紀要』（No.8 1982年3月 p.1-35）
2. 阿部彰（1983年）『戦後地方教育制度成立

付表1

大阪府教育委員 昭和23年から昭和34年まで

大阪府地方自治研究会編『大阪府政 十二年の歩み』p230、大阪府、1959年より作成

氏名	着任（昭和年月日）	退任（昭和年月日）		第1	第2	第3
庄野 貞一	23年10月5日	25年10月9日	公	○		
喜多 市松	23年10月5日	25年10月31日		○		
中野善兵衛	23年10月5日	27年9月1日		○	○	
水川 清一	23年10月5日	30年2月1日		○	○	○
三星 巧	23年10月5日	31年9月30日		○	○	○
石川 為蔵	23年10月5日	31年9月30日		○	○	○
山本 種一	25年11月10日	31年9月30日		選		○
原谷喜美子	25年11月10日	31年9月30日			○	○
西岡権治郎	27年10月5日	31年9月30日				○
広瀬 勝	23年10月5日	24年3月7日	議	○		
中田 守雄	24年3月22日	25年5月4日		○		
上田 穰	25年9月2日	26年1月14日			○	
北野光太郎	26年3月6日	27年2月27日			○	
	27年6月13日	28年6月24日				○
奥中字一郎	27年2月27日	27年6月13日			○	
花岡善三郎	28年6月24日	29年6月11日				○
石伏 義雄	29年6月11日	30年4月30日	出			○
	31年6月16日	31年9月30日				○
中井 隆三	30年5月21日	31年6月16日			○	
今村 荒男	31年10月1日	(34年時点委員)	任命委員	昭和31年 10月以降		
加藤三之雄	31年10月1日	(34年時点委員)				
山本 君代	31年10月1日	(34年時点委員)				
阿部孝次郎	31年10月1日	33年9月30日				
大原総一郎	31年10月1日	32年9月30日				
栗本 順三	32年10月1日	(34年時点委員)				
富久 力松	33年10月1日	(34年時点委員)				

定員七名（うち1名府議会選出）

第一回教育委員選挙 昭和23年10月5日、

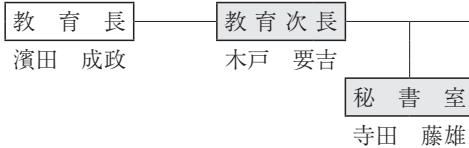
第二回教育委員選挙 昭和25年11月10日、

第三回教育委員選挙 昭和27年10月5日

大阪府教育委員会の構成

＜教育委員＞
 委員長 中野善兵衛
 副委員長 庄野 貞一
 委員 水川 清一
 委員 三星 巧
 委員 喜多 市松
 委員 石川 為蔵
 委員 中田 守雄

（教育委員会事務局）



□ 教育職
 ■ 行政職

